平成２５年（フ）第６２２号
広島市東区戸坂出江２丁目９番４号、開始決定時の住所広島市東区戸坂大上１丁目６番19号
破産者　林石油店こと登田石油店こと　登田　正也
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５号
香川県観音寺市中田井町628番地
破産者　須賀　年男
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第１０５号
熊本県菊池郡大津町大字杉水2719番地６
破産者　田中　康孝
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３９４号
北海道旭川市永山６条８丁目15番12号
破産者　落合　悦子
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７号
北海道標津郡中標津町東３条南５丁目１番地15
破産者　菊地壽美子
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第３３号
青森市桂木４丁目３番地16　ネオハイツ奥野116号
破産者　成田　　正
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９５号
岐阜県大垣市中野町５丁目23番地１　コンフォート小川Ｂ棟102号室、破産手続開始時の住所岐阜県揖斐郡揖斐川町上野111番地
破産者　林　　光行
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第６５３号
静岡県焼津市八楠２丁目24番地の10　エクセルアカシア203号、開始決定時住所静岡県焼津市本町２丁目12番８―306号　ヴィラマリソール焼津
破産者　増田　尚美
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７００号
静岡県島田市ばらの丘１丁目19番地の７、旧住所静岡県焼津市一色1545番地
破産者　良知　邦子
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８４号
静岡県浜松市中区元城町119番地の14　サニーパレス元城801号
破産者　森　　憲一
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第９２０号
京都市下京区西七条名倉町22番地　月読町第２―２号宿舎226
破産者　中村　昌康
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９２７号
岡山県赤磐市桜が丘東５丁目５番地77、破産手続開始決定時の住所京都市伏見区醍醐南里町70番地の11
破産者　谷　　辰雄
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３４７号
奈良県天理市柳本町202番地２
破産者　伊藤　香純（旧姓藤岡）
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４２７号
奈良県橿原市山之坊町20番地６号、住民票上の住所奈良県桜井市大字箸中759番地の１
破産者　嶋岡　　弘
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２０号
高知県須崎市多ノ郷甲651番地　東川内第２市営住宅Ｂ304
破産者　西村　常昭
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第７３号
千葉県君津市常代686番地４、開始決定時の住所千葉県君津市常代３丁目６番22号
破産者　高間　昭雄
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部